

原案可決

議提議案第 22 号

熊谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊谷市議会委員会条例（平成 17 年条例第 228 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 5 条ただし書を削る。

第 8 条第 1 項中「という。」の後に「の選任」を加え、「議長が会議に諮って指名する」を「議長の指名による」に改め、同条第 2 項中「会議に諮って当該常任委員」を「当該委員」に改め、同条第 3 項中「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

第 14 条の見出し中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改め、同条中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に、「議会の」を「議長の」に改める。

第 22 条第 1 項中「昭和 22 年法律第 67 号」の後に「。以下「法」という。」を加える。

第 30 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の後に次の 1 項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提出者	議 員	松 岡 兵 衛
"	"	松 浦 紀 一
"	"	黒 澤 三 千 夫
"	"	常 見 勝
"	"	富 岡 信 吾
"	"	新 井 宏
"	"	吉 田 勝 彦
"	"	滝 泽 肇
"	"	栗 原 健 昊
"	"	高 橋 初